

## 【施設・通所・居住系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

### ④報酬等に関すること

平成26年3月19日  
岡山県障害福祉課



# 報酬告示とその留意事項

## ○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供了際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成25年3月29日厚生労働省告示第103号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額)にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成25年4月1日時点で、岡山市が「12級地」、それ以外は「その他」となる。(岡山市は、平成26年度は「17級地」、平成27年度は「6級地」となるが、この間の下記の一単位の単価は変わらない。)

「12級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活介護:1000分の1024、共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

## ○加算の算定時期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の整合が行われるので、届出については厳重に行うようお願ひしたい。

- 前年度の実績を都道府県知事に届け出ることによって算定することができる加算等については、届出に係る加算等(単位数の増加を伴うもの)であっても、例外として、
  - 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等であり、
  - 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られている場合については、4月中に届け出れば4月請求分より当該加算等を算定して差し支えない。

## ○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

## ○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

## ○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

# ○算定上における端数処理について

## ■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護（身体介護30分未満で254単位） \* H 2 5 単価

- 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%  
 $254 \times 0.70 = 177.8 \rightarrow 178\text{単位}$
- 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合  
 $178 \times 1.25 = 222.5 \rightarrow 223\text{単位}$

※  $254 \times 0.70 \times 1.25 = 222.25$ として四捨五入するのではない。

## ■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は12級地）

- $223\text{単位} \times 5\text{回} = 1,115\text{単位}$
- $1,115\text{単位} \times 10.18\text{円/単位} = 11,350.7\text{円} \rightarrow 11,350\text{円}$

## ○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

## ○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

## ○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- 療養介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

## ○人員配置基準等の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置基準が決定される仕組みとなっており、毎年度4月1日を基準日として見直しを行なうこととされているので、各事業者においては、届出を行うこと。

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数／開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

算出  
例

対象期間：平成25年4月～平成26年3月

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)/(B)
4,125	269	15.4

届出を忘れないようにすること！

## ○新設・増改築等の場合の利用者数について①

■ 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月末満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。

### ○ 新設の場合

新設 6か月 1年(A) ~次回4／1基準見直しまで

定員の90% (期間①)	期間①の全利用者の延べ数を 期間①の開所日数で除する。	期間②の全利用者の延べ数を 期間②の開所日数で除する。
--------------	--------------------------------	--------------------------------

期間②

### ○ 増改築の場合

a年 a年6か月 a+1年 ~次回4／1基準見直しまで

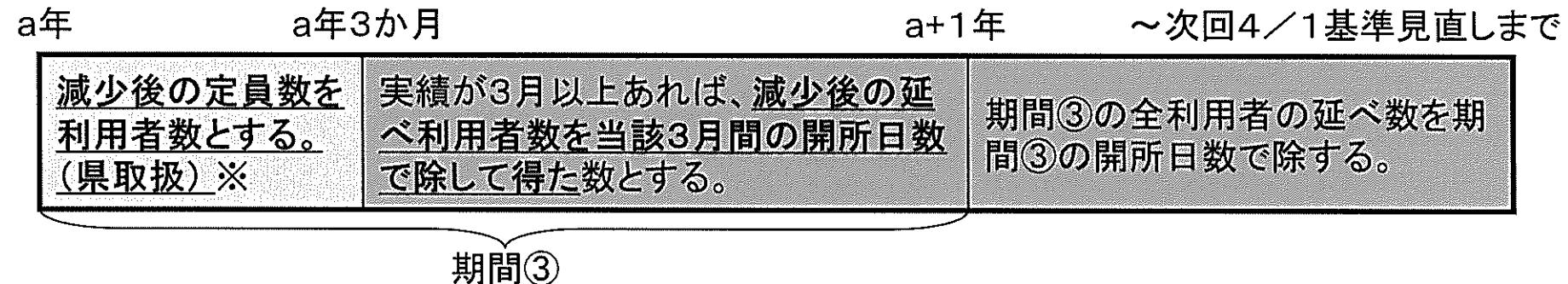
変更前定員+(増床分の 数の90%) (期間①) ※	期間①の全利用者の延べ数を 期間①の開所日数で除する。	期間②の全利用者の延べ数を 期間②の開所日数で除する。
-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

期間②

※ 小数の増床が繰り返された場合は、増床前の1年間(増床前の元の利用定数の期間が1年に満たない場合はその期間)の利用者の平均値(以下「実績値」という。)が変更前定員+(増床分の数の90%)を超えるときは実績値を利用者数とする。(県取扱)

## ○新設・増改築等の場合の利用者数について②

- 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。



※利用者数の推定は適切な方法により行うこととなるが、厚労省からは示されていないところであるので、便宜上、岡山県では上記のとおり取扱うこととする。

## ○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであつて、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。



## ○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

### ■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

### ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

## ○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

- 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

（例）利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$$30\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 1,980\text{人}$$

$$1,980\text{人} \times 1.25 = 2,475\text{人} \text{（受入れ可能延べ利用者数）}$$

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

- ◆ ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。（多機能型事業所の場合には適用されない。）

## ○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

- 多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

（例）利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護 →  $20\text{人} \times 150\% = 30\text{人}$ （10人まで受入可能）

- 自立訓練（生活訓練） →  $10\text{人} \times 150\% = 15\text{人}$ （5人まで受入可能）

- 就労継続支援B型 →  $10\text{人} \times 150\% = 15\text{人}$ （5人まで受入可能）

# ○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

## ■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

### ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

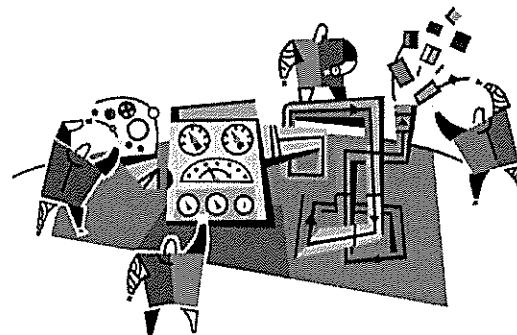
1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

### イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

## ■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。



## ○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(3)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

※都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用する場合であっても、利用者待遇等について十分配慮すること。

# ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

## ■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

## ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

## ■ 人員欠如減算の具体的取扱い

(従業者の員数)

### ①1割を超えて減少した場合

……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員(以下、②、③、④同様)について減算される。

### ②1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(従業者の員数以外)

### ③常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

### ④多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

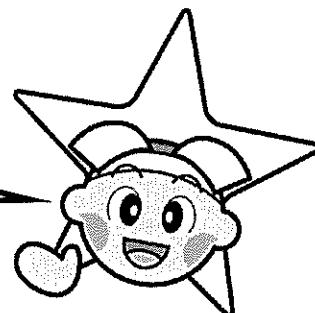
(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

## ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

- 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。
- 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
- 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！  
(夜勤職員欠如も同様)



# ○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

## ■ 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援

## ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。

## ■ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い

夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。

①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連續して発生した場合

②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

■ 減算を行うに当たっては、届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

■ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討するものとする。 18

# ○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

## ■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

## ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。

## ■ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。

## ■ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

- ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
- ② 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

## ■ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

# ○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

## ■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援

## ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

■ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

## ■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア 自立訓練(機能訓練) 24月間 イ 自立訓練(生活訓練) 30月間

ウ 就労移行支援 30月間(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。

以下「規則」という。)第6条の8ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間とする。)

## ○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

- ② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。
- ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。
- イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。
- ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

## ○複数の減算事由に該当する場合の取扱い

- 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗することとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと（所定単位数の100分の $70 \times 100\text{分の}70 = \text{所定単位数の}100\text{分の}49$ の報酬を算定するものではないこと）。
- なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うこととなっており、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならない。

## ○多機能型事業所等における一部加算の取扱い

- 一部の加算については、本体報酬の定員区分と加算算定の定員区分が異なるものがあるので留意すること。

- 事業単位の定員により報酬を算定する加算
  - ◆人員配置体制加算(生活介護)
  - ◆夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
  - ◆重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
  - ◆目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

※本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。

(例) 就労継続支援B型（定員20名）と生活介護（定員10名）の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

### ○本体報酬

定員20+10=30人で、定員区分21人以上40人以下の区分を適用。

### ○目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、当該加算については20人以下の区分を適用。

# ○工賃実績報告について

## ■ 工賃実績報告

各対象事業所は、毎年4月に岡山県及び岡山市、倉敷市、新見市に対して前年度の工賃(賃金)実績を報告。報告に際しては、下記の内容に留意すること。

### (1) 工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいう。

### (2) 工賃(賃金)実績の報告内容

#### 前年度の工賃(賃金)実績の平均額(時給・日給・月給から選択)

なお、時給及び日給で報告のあった事業所については、国への報告が月給であるため、各月の各日毎または各日の各時間毎の工賃(賃金)支払対象延べ人数や開所日数及び時間等も併せて報告。

### (3) 事業所毎の平均工賃(賃金)の算定方法(事業所から各都道府県への報告)

本算定結果は、事業者情報として幅広く公表される(ホームページ、WAMNET等)ものであることから、利用者の利用状況にばらつきがある場合など、事業所の利用実態を考慮し、下記の算定方法から選択して報告すること。

#### ① 平均工賃(賃金)月額を算定して報告する場合

ア 報告対象年度各月の工賃(賃金)支払対象者の総数を算出

(例:50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は  $45+50+48+50+50+50+49+50+45+47+50+50 = 584$  人となる。)

イ 報告対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

ウ イ÷アにより1人あたり平均月額工賃(賃金)額を算出

#### ② 平均工賃(賃金)日額を算定して報告する場合

ア 各月の各日毎の工賃(賃金)支払対象者の延べ人数を各月毎に算出

イ 上記により算出した全ての月の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

エ ウ÷イにより1人あたり平均工賃(賃金)日額を算出

#### ③ 平均工賃(賃金)時間額を算定して報告する場合

ア 各日の各時間毎の工賃(賃金)支払対象者の延べ人数を各日毎に算出

イ 上記により算出した全ての日の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

エ ウ÷イにより1人あたり平均工賃(賃金)時間額を算出

### (4) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について」  
(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)最終改正平成24年3月30日障障発第0330第6号

## ○**指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（1）**

### ■ 対象となる障害福祉サービス

就労移行支援（在宅において利用する場合の支援を除く）、就労継続支援A型又は就労継続支援B型

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。

#### （1）施設外支援

企業内等で行われる企業実習等への支援

#### （2）施設外就労

利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援

#### （3）在宅において利用する場合の支援

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（2）

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

#### （1）施設外支援

① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。

ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。

イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。

ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。

エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（3）

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

#### （1）施設外支援

② 障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用との関係について  
障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用については、下記の要件を満たす場合、施設外支援の対象となること。

##### ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)

- a 上記ア、ウ、エの要件をみたすこと。
- b 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3ヶ月毎に作成(施設外サービス提供時は1週間毎)し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

##### イ 精神障害者ステップアップ雇用

- a 上記「ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)」の要件を全て満たすこと。
- b 施設外の活動時間が週20時間を下回る場合、通常の施設利用を行うことにより、週20時間以上とすること。

#### ③ 施設外支援の特例について

施設外支援については、そのサービス提供期間の上限を年間180日と定めたところであるが、一定の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

※要件については、通知を参照のこと。

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（4）

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

#### （1）施設外支援

##### ④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。

イ 障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用については、施設外支援の対象となる要件に個別支援計画の作成及び3ヶ月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

a 個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること。

b 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。

（例：精神障害者ステップアップ雇用の実施期間を10ヶ月間とした場合、施設外支援開始時に10ヶ月間全体の到達目標を踏まえた上で3ヶ月目までの個別支援計画を作成し、3ヶ月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6ヶ月目までのものを作成する。以降6ヶ月目、9ヶ月目においても同様に行う。）

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（5）

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

#### （2）施設外就労

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労1ユニットあたりの最低定員は3人以上とすること。なお、施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。

施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと

イ 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。

ウ 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。

エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

オ 緊急時の対応ができること。

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（6）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

### （2）施設外就労

- ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。
- ③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。
- ④ その他
  - ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。
    - a 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。
    - b 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。
    - c 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（7）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

### (2) 施設外就労

#### ④ その他

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。

  a 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。

  b 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。

エ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。

オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて提出すること。

## ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（8）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

### （2）施設外就労

#### ④ その他

##### カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

- a 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- b 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- c 作業指導等、対象者が施設外支援を行うために必要な支援
- d 施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供
- e 委託先企業や対象者の家族との連携
- f その他上記以外に必要な業務

##### キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## (参考) 施設外支援と施設外就労との違いについて

	<b>施設外就労</b>	<b>施設外支援</b>
当該支援を実施する職員の要否	要	否（就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算（+）を算定する場合は要）
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。</p> <p>② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可(利用定員の100分の70以下)	不可
施設外でのサービス提供期限	無	年間180日を限度(特例の場合、当該期限を超えて提供することも可) 32

# ○雇用関係助成金との関係について（1）

## ■ 就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型（雇用無）

### ア 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 第1号職場適応援助者助成金…受給可能

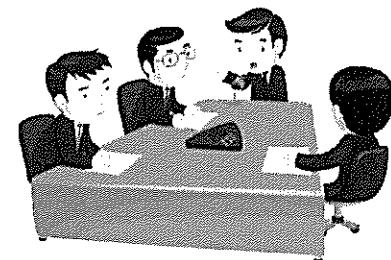
b 障害者能力開発助成金第4種（グループ就労訓練請負型）…受給可能

### イ その他の雇用関係助成金

（上記アのa, bを除く障害者雇用納付金制度に基づく助成金を含む）…受給不可

※その他の雇用関係助成金は、労働者が常用雇用されることや、雇用されている労働者の数や割合に応じて支給されるものであることから、利用者を雇用しない本事業においては受給対象とならない。

各種助成金についての  
お問い合わせは  
お近くのハローワークまで



## ○雇用関係助成金との関係について（2）

### ■ 就労継続支援A型事業（雇用有）

- ア 障害者雇用調整金・報奨金…受給可能
- イ 障害者試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）…受給不可
- ウ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金…受給不可
- エ 職場適応訓練…個別判断
- オ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
  - a 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…受給可能
  - b 第1号職場適応援助者助成金…受給可能
  - c 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者委嘱助成金を除く）…受給可能
  - d 障害者介助等助成金、第2号職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金、障害者能力開発助成金（第1種、第2種、第3種及び第4種（グループ就労訓練雇用型に限る））…受給不可
  - e 障害者職業能力開発助成金第4種（グループ就労訓練請負型）…受給可能
  - f 障害者職業能力開発助成金第4種（グループ就労訓練職場実習型）…受給可能
- カ 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金…個別判断
- キ 障害者初回雇用奨励金…個別判断
- ク 特例子会社等設立促進助成金…個別判断

各種助成金についての  
お問い合わせは  
お近くのハローワークまで

## ○障害者の態様に応じた多様な委託訓練との関係について

- ① 就労移行支援事業、就労継続支援事業A型（雇用無）、及び就労継続支援事業B型（以下「就労系事業」という。）の利用者が、当該就労系事業者以外の委託訓練実施機関において、職業訓練を受講する場合

当該受講に関して、上記就労系事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系事業の利用も訓練等給付の対象となること。

- ② 就労系事業利用者が、当該就労系事業者自らが受託する委託訓練を受講する場合

当該利用者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

## ○実地指導における指摘事項①

### ■ 欠席時対応加算(生活介護、就労継続支援等)

- 利用者があらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定ができることとなっている。
- 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日(中止した日の2営業日前までの間)に中止の連絡があった場合について算定可能であり、「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することが必要である。
- 利用中止の電話連絡を受けた記録を残すのみで加算請求している事例が見受けられたので留意願いたい。

### ■ 個別支援計画への位置づけ及び記録

- 訪問支援特別加算、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、日中支援加算などは、個別支援計画への位置付けが加算の算定要件となっている。
- 一部で要件を満たしていない事例が見られたので留意願いたい。
- また、支援を行った際には、必ず記録を整備されたい。
- このような取り扱いについては、報酬告示に加えて、留意事項通知等で詳細が示されている場合があるので、十分確認の上算定願いたい。

## ○実地指導における指摘事項②

- 初期加算等(生活介護、就労継続支援等)
  - 初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものである。
  - 障害者支援施設において、当該施設の短期入所利用者が引き続き入所した場合に、短期入所期間を除さずに入所時特別支援加算を算定していた事例が見受けられたので留意願いたい。
  
- 夜間支援体制加算等
  - 夜間支援体制加算について、個別支援計画に位置付けがされていない事例が見受けられた。
  - さらに、運営規程の定めがない、あるいは共同生活住居内への情報の掲示がない事例も見受けられたので、留意されたい。

# 電子請求システム

# ○電子請求システム（支払等システム）について

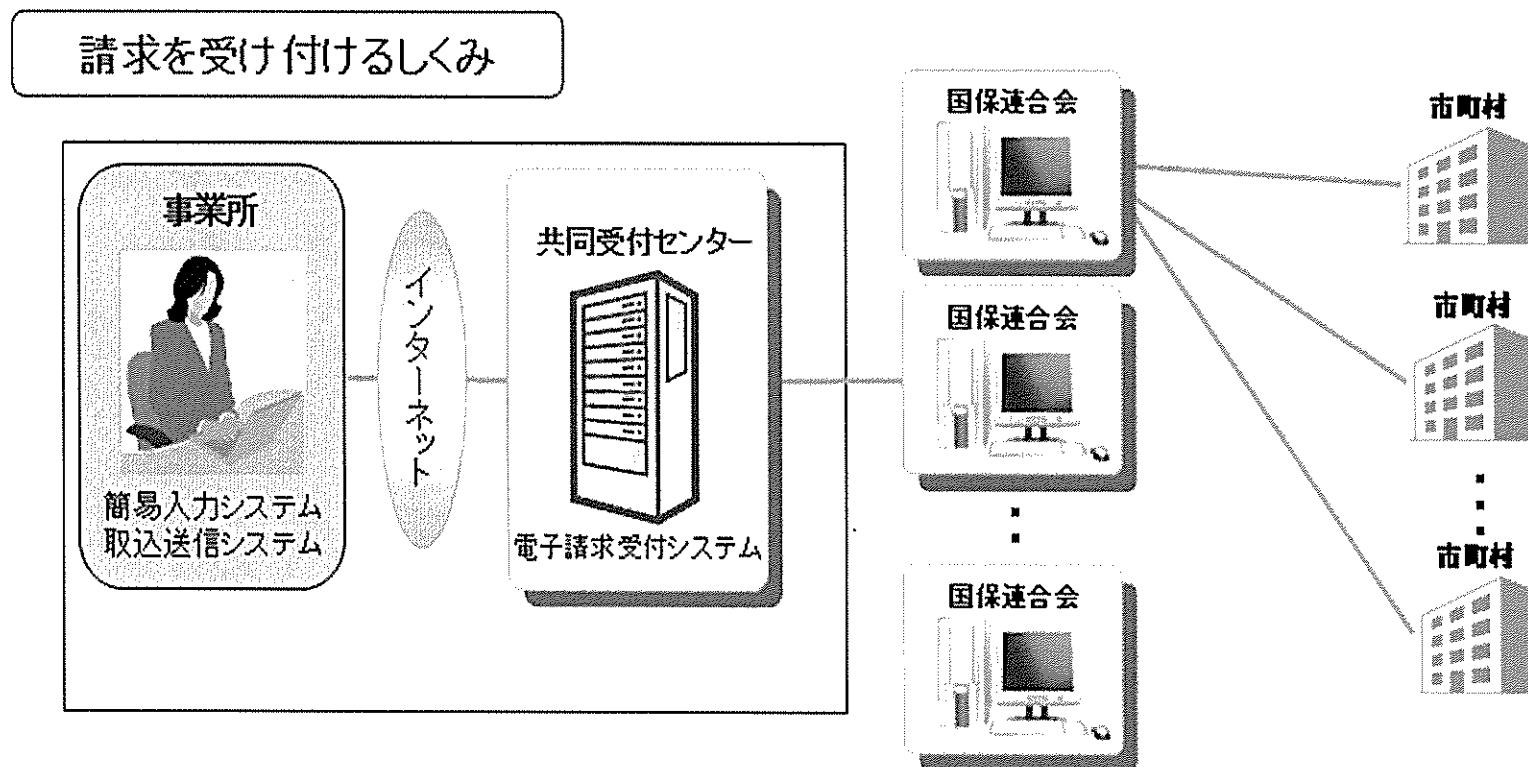
## ◎インターネット利用による請求

■請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。

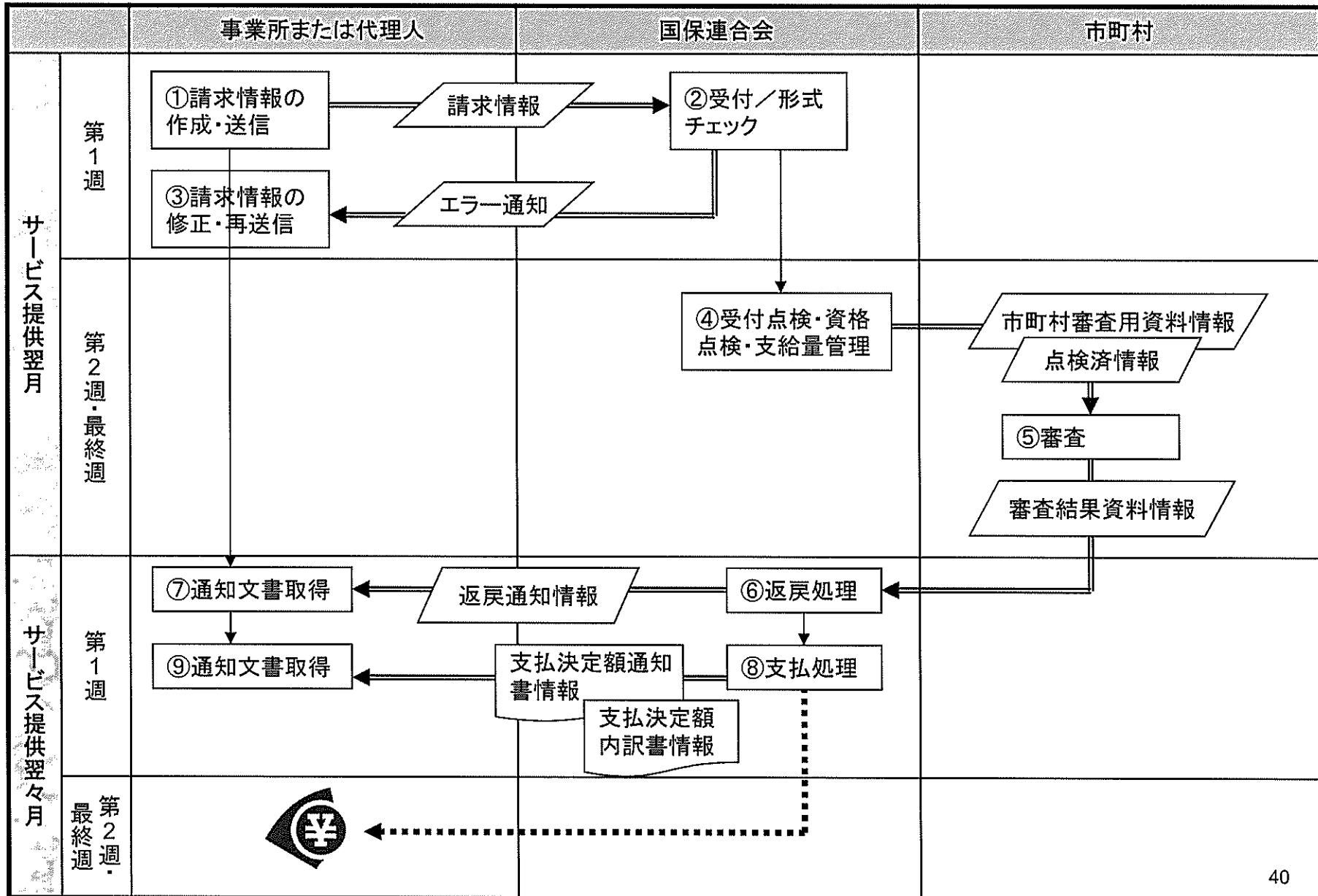
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。

■事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。

■国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ／PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



# ○介護給付費等の請求の流れ



## ○請求の流れ①

### ① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	該当事業所		
	指定サービス事業所	指定相談支援事業所等	基準該当事業所
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報	○		
介護給付費・訓練等給付費明細書情報	○		
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報			○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報			○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報		○	
利用者負担上限額管理結果情報	○	○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報	○		○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

## ○請求の流れ②

### ② 受付／形式チェック

提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

### ③ 請求情報の修正・再送信

形式チェックでエラーとなつた情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

### ④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

### ⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

### ⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

### ⑦ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

### ⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

### ⑨ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

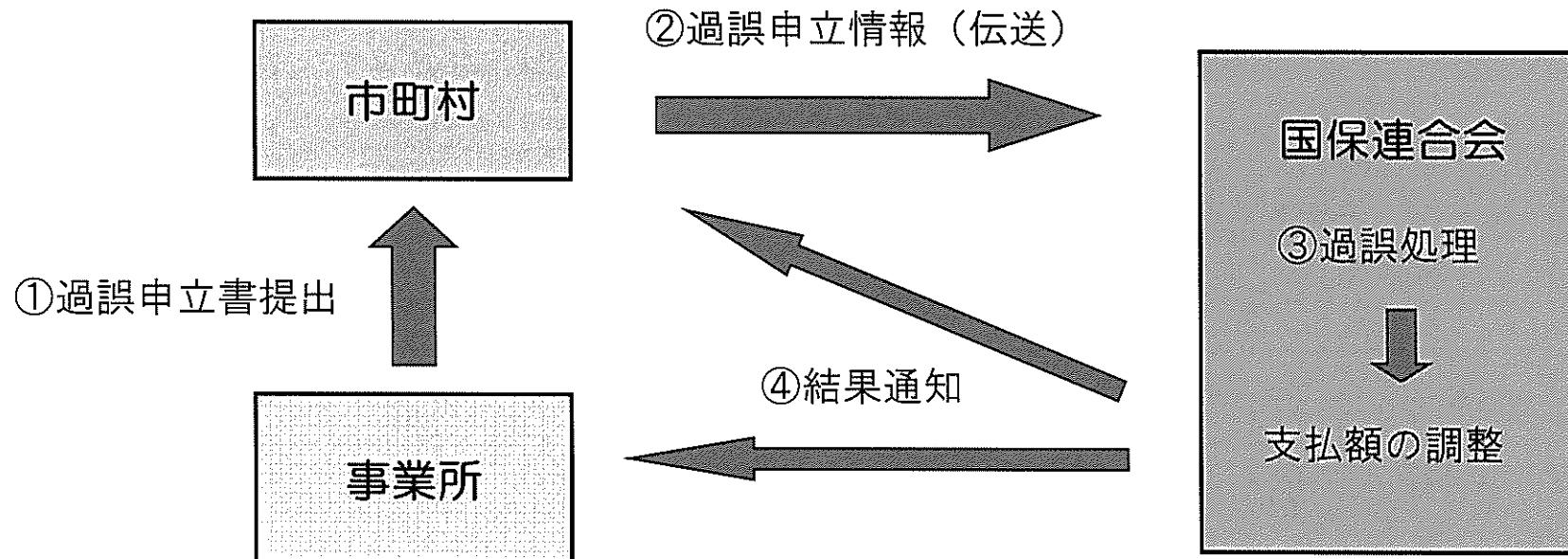
## ○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

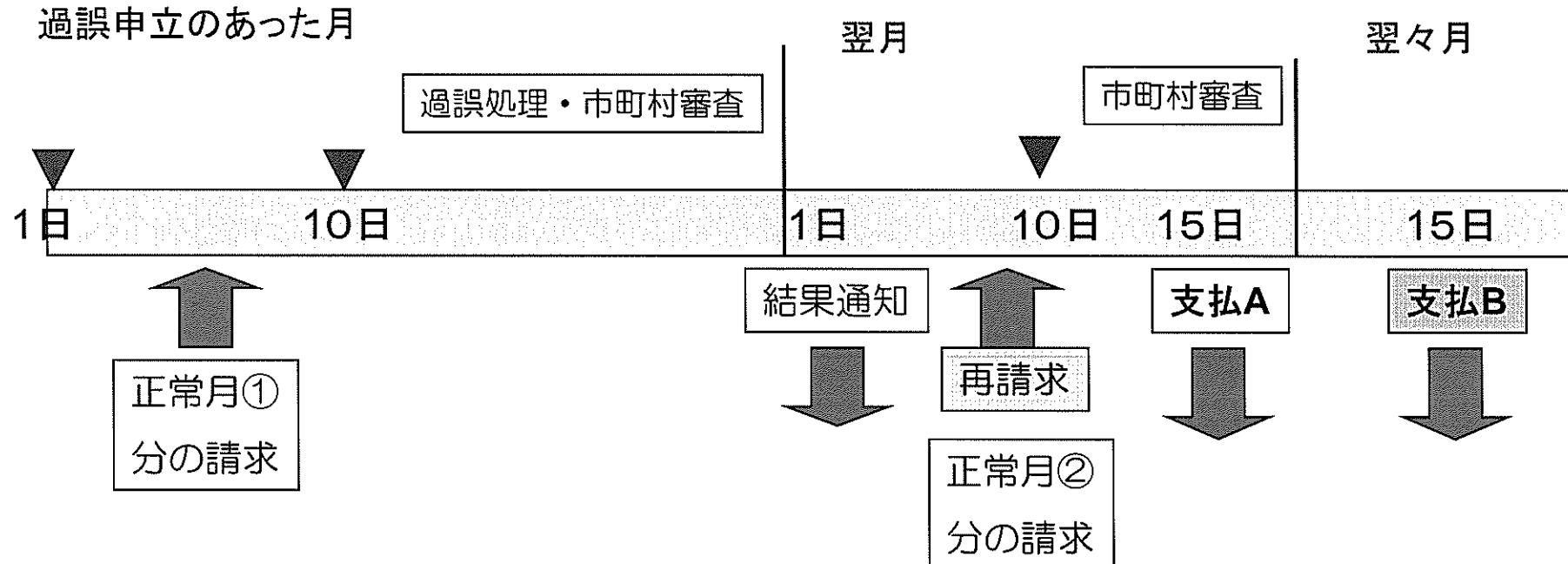
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



## ○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）が行うことが出来ます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護・自立支援課 障害者自立支援

TEL : 086-223-9110

<受付時間>

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

**必ず読んで  
おくべき通知**

○関係通知等

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について
- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について
- 就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

**適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。**

## 障害者総合支援法に基づく報酬に係る加算一覧

加算の名称	居宅介護 通所介護 小規模 施設 居住	生活介護 (生活介護 施設)	短期入所 施設	要医療者 介護	共同生活 支援	施設入所 施設	要医療者 介護	施設料金 支給額(税 外)	就労規制 支援	就労規制 支援	就労規制 支援	共同生活 支援
特定事業所加算	○				○							
特別地域加算	○				○							
緊急時対応加算	○											
略歴吸引等支援体制加算	●											
初回加算	○											
利用者負担上限額管理加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福祉介護職員処遇改善特別加算	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
移動介護加算	○											
地域移行加算	○											
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人員配置体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	1～II●	1～III○										
障害福祉サービス事業の休憩利用時支援加算	●	●										
視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算	○											
初期加算	○											
訪問支援特別加算												
欠席時対応加算												
リハビリテーション加算												
食事提供体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
延長支援加算	●	●										
送迎加算												
短期利用加算												
重度障害者支援加算												
単独型加算												
医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅳ)												
栄養士配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
特別重慶支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
緊急短期入所体制確保加算												
緊急定期入所受入加算(Ⅰ)(Ⅱ)	●											
夜間看護体制加算												
入所時特別支援加算												
自立生活支援加算												
帰宅時支援加算												
長期入院時支援加算												
地域移行特別支援特別加算												
栄養マネジメント加算												
経口移行加算												
精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
就労移行支援体制加算												
就労移行支援体制強化加算												
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
就労支援関係修繕了加算												
就労特別支援体制加算												
就労移行支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)												
重複者支援体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)												
施設外就労加算												
目標工賃達成指導員配置加算												
目標防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)												

(注)●は、平成24年度新規、○は、從来からの加算

平成24年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

表-1 本部等状況一覧への記入による事前提出が必要な加算については、「〇」をしています。従って、「×」としているものについては、事前提出は不要の算算です。前年度の支拂額等を届け出ることが条件の加算の欄に「〇」が入っている算算については、新規・維持ともに月別確定の期日までに本部室を提出する必要があります。

平成24年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

※1 体別積算一覧への記入による算出結果が必要な加算については、「〇」をしています。従つて、「×」としているものについては、算出結果は不要の加算です。  
※2 前年度の実績等を届け出ることが条件の算出の際には、「〇」が入っている算出については、新規・複数とともに4月の引渡定める期日までに体別積算を提出する必要があります。

平成24年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覽

※1 体制状況一覧による割引による割引額が必要な計算については、「〇」を書いています。従って、「×」としているものについては、割引額は不要な計算です。  
※2 前年度の実績等を届け出ることが条件の加算の欄に「〇」が入っている加算については、新規・既存ともに月の別途定める期日までに体制を提出する必要があります。

平成24年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な如きについては、「○」をしています。従つて、「×」としているものについては、事前届出は不要の計算です。

※2 前年度の実績等を届け出ることが条件の加算の間に「○」が入っている加算については、新規・維持とも4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明	H 24 補正改定 の影響	中止済み の届出の 期間 ※1	個別届出書の 提出 用紙名	前年度の実績等を届け出 ることのみの 届出 用紙 ※2	備考
重度者支援体制加算	耐震改修等による構造強度の向上による効率化等のため、利用者数の50%（25人～50人）の割合に応じ算定	算定要件緩和 区分（区分を削除）	○	重度者支援体制加算 に係る届出書	○		
就労移行支援体制加算	一般扶助への該当率、6ヶ月継続して就労している者が前年度において定員の3分以上である場合に加算	—	○	就労移行支援体制加 算に係る届出書	○		
自様工賃達成加算（Ⅰ）	以下の①～③のいずれにも該当する場合 ①平均賃料工員が地域の最低賃金の3分の1以上であること ②工賃向上計画を作成していること ③事業者が認定した目録水準以上であること	③の要件追加	○	自様工賃達成加算に 係る届出書	○	就労継続支援 B型のみ	
自様工賃達成加算（Ⅱ）	以下の①～③のいずれにも該当する場合 ①平均賃料工員が県内の事業所別平均工賃の100分の30に相当する額を超えていること ②工賃向上計画を作成していること ③事業者が認定した目録水準以上であること	②の要件見直し	○	自様工賃達成加算に 係る届出書		就労継続支援 B型のみ	
自様工賃達成指導費支給	自様工賃達成指導費（工賃向上計画を作成し、当該計画に沿った工賃目標の達成に向けた指導員を配置することにより、手質い人員体制をもって、自様工賃の達成に向けた取り組みを行う場合）	算定要件の甲種 （工賃向上計 画）	○	自様工賃達成指導費 に係る届出書	○	就労継続支援 B型のみ	
施設利用床算	運2.0臓器未満の利用者（短期間利用者）の占める割合が高い場合に減算（平成24年10月施行）	削除	×	—			就労継続支援 A型のみ

## 送迎加算の取扱いについて

送迎加算は、平成24年度新設された加算であるが、報酬告示及び留意事項通知では、次のとおり規定されている。

### ○報酬告示第6の12

#### 送迎加算 27単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき14単位を加算する。【2は生活介護のみ】

### ○留意事項通知(6)の⑬

#### ⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。

(二) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用し、かつ、週3回以上(週4回以上)の送迎を実施している場合であることとするが、「平成22年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について(平成23年1月7日障発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の別添「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」の「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」の「(3)通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準(※)により実施している場合についても対象となること。

(三) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。

(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合は対象とならないこと。

(五) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。

#### → 運用上の解釈

- 留意事項通知⑬(一)に規定する事業所ごとに送迎が行われている場合には、従たる事業所を設置している事業所においては、主たる事業所、従たる事業所ごとに送迎が行われている場合は、各々の事業所ごとで基準を満たしている場合にも加算を算定できることとする。(従たる事業所のみで基準を満たしている場合は、従たる事業所の利用者のみ加算を算定することを可能とする。)
- 留意事項通知⑬(二)について、加算を算定できる要件として、「当該月において、1回の送迎につ

き、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合であることとする」と規定されているが、この規定の本県における解釈は次のとおり。

- ① 1回の送迎とは、報酬算定が片道であることから、片道の送迎をいう。
- ② 週3回以上とは、週3日以上（片道でも可能）の送迎を実施している場合をいう。
- ③ この基準は当該月において満たすことを要件としているため、1月の平均で上記要件を満たしていれば、加算を算定できることとする。

#### ※都道府県知事が必要と認めていた基準

次の要件をいずれも満たすこととする。

- ①直近1月間（原則3月）の送迎サービスの実施回数が平均週3日以上であること。
- ②前年度の送迎サービスの実施回数が平均週3日以上であること。
- ③前年度の送迎サービス利用者が1回の送迎につき平均10人以上であること。  
なお、送迎サービスの実施回数については、1日における往復をもって1回とする。また、平均週3日とは次により算定した回数とする。
  - ・ 年度日数（365日）÷7日×3回（小数点以下切捨て）利用者の送迎サービス利用については、1日における往復をもって延べ人数1人とするが、都合により往路又は復路のみを利用することとなつた場合も1人とする。

#### ※都道府県知事が必要と認めていた基準を設ける理由

留意事項通知では、「当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合」と規定されており、この場合、送迎実績が減少する月について、この基準を満たさない場合、当該月は加算の算定ができなくなる。

このような事業所においては、前年度の実績の平均（送迎実績が多い月、少ない月があったとしても年度平均）で基準を満たしていることが確認できた場合は、当該年度中は（4月～翌年3月）加算の算定を可能とするもの。

なお、前年度の実績をもとに、当該年度の加算の算定を可能とするものであり、新規の事業所については、初年度は、「都道府県知事が必要と認めていた基準」は適用しない。（年度中途の指定における「都道府県知事が必要と認めていた基準」は、事業を開始した月以後の当該年度の平均が基準を満たしていれば、翌年度から適用可能とする。）

## 送迎加算に係るQ&A（5月7日現在(Q1修正)）

Q1：送迎加算について、報酬告示では居宅と事業所との間の送迎を行った場合、と規定されているが、居宅以外の場所に送迎を行った場合も加算は算定できるのか。

A1：原則として、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定を可能とするものであるが、例えば、自宅付近のバス停等乗降場所を決めて送迎を行う場合や、短期入所を利用している場合に、短期入所事業所と日中活動サービス事業所との間の送迎を行う場合なども算定可能とする。

(H24.3.30厚生労働省QA問36、37参照)

Q2：送迎にあたり、利用者からの負担を求めてよいか。

A2：燃料費等の実費が送迎加算の額を超えている場合は、利用者からの実費分について負担を求めることができ。（障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて、一部改正）

※1 燃料費等の実費の負担を求める場合は、その旨を運営規程に盛り込む必要があること。

※2 送迎加算を算定することができない事業所が利用者から実費等を徴収して送迎を行う場合は、道路運送法に抵触するおそれがあるため、留意が必要である。

Q3：報酬告示留意事項通知③（一）では、「同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。」と規定されているが、3月30日の厚生労働省のQ&A問38では、「一の事業所として取扱うことができない。」と解釈できるがどうか。

A3：留意事項通知のとおり同一敷地内に複数の事業所が存する場合は、原則として一の事業として取り扱う。（通所サービス等利用促進事業でも同様の考え方をしている。）ただし、送迎が別々に行われている場合はこの限りではない。

Q4：生活介護事業所については、重度者に対しての加算（14単位）があるが、多機能型事業所の場合この要件はどのように解釈するのか。

A4：この加算の要件は、送迎を利用する者において、区分5若しくは区分6に該当する者等の割合が100分の60以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。ただし、この加算が算定できるのは、生活介護の利用者のみであるため、送迎を利用する者全員とは、生活介護の利用者のうち、送迎を利用する者、となる。なお、重度者の割合についても、生活介護の利用者で送迎を利用する者のうち、100分の60以上が重度者であれば算定可能である。

また、この割合については、送迎する日のみに着目するものではなく、送迎を利用する者を対象にごの割合を満たしていればよい。（重度者がサービスを利用しない日は送迎しないが、この事により当該日の割合が100分の60を下回ったとしても加算算定は可能。生活介護の利用者全員のうち、送迎を利用している者が何人か、うち重度者が何人か、という観点で要件について確認されたい。）

Q5：生活介護の重度者要件については、利用者の状況一覧表を事前に提出する必要はないのか。

A5：今回の体制届の提出に当たって、送迎加算に係る届出書の添付書類として利用者リスト等の添付は求められない。従って、生活介護事業所において、重度者加算（14単位）の算定に当たっては、事業所において要件を満たしていることを確認し、加算を算定されたい。

## 送迎加算に関する届出書

平成 年 月 日

(事業所)	
事 業 所 番 号	
名 称	
所 在 地	
サ ー ビ ス 種 別	

送迎加算について、次のとおり届け出ます。

1 異動区分	1 新規      2 変更      (適用年月日： 年 月 日)
2 送迎の状況① (全サービス)	1 当該事業所において行われる通所サービス等の利用につき、利用者が送迎を行っていること。
3 送迎の状況② (短期入所以外)	1 回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所については、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している。 1に該当しないが、障害者自立支援対策臨時特例基金における「通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準(※)により実施している。
4 送迎の状況③ (生活介護のみ)	1 送迎を利用する者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が100分の60以上。 2 には該当しない。

注 1 該当する番号に○をしてください。

- 2 都道府県知事が必要と認めていた基準とは、次のいずれも満たす場合をいう。  
 ①直近1月間(原則3月)の送迎サービスの実施回数が平均週3回以上であること。  
 ②前年度の送迎サービスの実施回数が平均週3回以上であること。  
 ③前年度の送迎サービス利用者が1回の送迎につき平均10人以上であること。  
 なお、この基準を満たすことを確認するため、別添「送迎実施状況報告書」を添付すること。

- 3 送迎の状況②について、1、2両方に該当する場合は、両方に○をすること。

## 送迎実施状況報告書(平成 年度)

1

1

1

← 必要回数(7) ÷ 7 × 3	
← 必要人数(1) × 10	

\*1 月の日数の合計は365日(閏年の場合は366日)となります。やむを得ない事情により運営自粛期間を設けた場合(運営自粛に係る報告書を作成)は、その期間は控除してください。

※2 送迎サービスの実施回数は、送迎を行った日数を記入してください。

※3 支給決定者の利用延べ人数は、1日における往復をもって延べ1人とする。ただし、都合により往路又は復路のみを利用する事となった場合は、1人とする。

### (支給決定者の利用延べ人数)の内訳)

利用者毎に各月の利用延べ人数を記入すること。

## 送迎加算に係るチェックシート(記入例)

送迎を実施した日に○を記入する。

暦 日 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計						
送 迎 種 別	往復																																					
当該月の暦日数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31								
送迎サービス実施回数	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20								
往路・復路ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	37								
送迎利用人数	10	9	8	10	14	15	9	9	10	12	9	9	8	12	11	12	8		8	8	9	10	11		12	13	8	12	13	13	13	12	10	10	8	12	12	386

※1 当該月の暦日数欄には、当該月の日数欄に○をすること。(30日or31日(2月は28日等))

ただし、やむを得ない事情により運営自粛期間を設けた場合(運営自粛に係る報告書を作成)は、その期間は控除してください。

※2 送迎サービス実施回数欄には、送迎を行った日に○をすること。

※3 送迎利用人数欄には、往路(朝)、復路(夕方)ごとに送迎を利用した人数を記入すること。

送迎利用人数については、下記内訳表も活用

(送迎利用人数の内訳表)

利用者氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
	往復																															
A	○	○	○																													4
B	○	○	○	○																												4
C	○	○	○	○																												4
D	○	○	○	○																												4
E	○	○	○	○																												4
F	○	○	○	○																												4
G	○	○	○	○																												4
H	○	○	○	○																												4
I	○	○	○																													3
J	○	○	○																													2
K																																0
L																																0
M																																0
N																																0
O																																0
P																																0
計	10	9	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	

※利用者ごとに利用した日(往路・復路ごと)に○を記入すること。

当該月の実施回数が13回以上であれば、週3回要件クリア

(ア)

(イ) ← 必要回数 (ア) ÷ 7 × 3 13.0

(ウ)

(エ) ← 必要人数 (ウ) × 10 370

当該月の利用者数が370人以上であれば、1回の送迎が平均10人以上であることをクリア

## 運営自粛に係る報告書

当事業所は感染症未ん延予防等のため次のとおり運営を自粛した期間がありました。

当事業所は感染症まん延予防等のため次のとおり運営を自粛した期間がありました。

## (本報告に係る取扱い)

感染症まん延予防等のための措置として事業所の運営を自粛した期間がある場合は、期間及び運営自粛の理由を記入して提出してください。措置として適当と認められる場合は、送迎サービスの必要実施回数の算定に際して、「月の日数」から運営自粛期間の日数を控除することができる取扱いとします。

具体的には、利用延べ人數積算書の「月の日数」の記入に際して、本来の「月の日数」から運営自粛期間の日数を控除した日数を記入します。(4月に7日間の運営自粛があった場合、23日(30日-7日)を「月の日数」に記入)

なお、通常の長期の休み(年末年始等)は対象とならないので念のため申し添えます。

## 送迎加算の取扱いについて（短期入所）

送迎加算は、平成24年度新設された加算であるが、報酬告示及び留意事項通知では、次とおり規定されている。

### ○報酬告示第7の12

#### 送迎加算 186単位

注：別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

### ○留意事項通知（7）の⑬

#### ⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第7の12の送迎加算については、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

→ 指定短期入所事業所が送迎を行う場合には、他のサービスとは違い、1回当たりの送迎人数や1週間あたりの送迎回数等の制約はないので留意すること。

送迎加算に関する届出書(短期入所)

平成 年 月 日

(事業所)

事業所番号	
名称	
所在地	
サービス種別	

送迎加算について、次のとおり届け出ます。

1 異動区分	1 新規 2 変更 (適用年月日: 年 月 日)
2 送迎の状況① (全サービス)	1 当該事業所において行われる短期入所事業の利用につき、利用者の送迎を行っていること。

注 1 該当する番号に○をしてください。

## 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に係る 実績報告について

平成25年度において福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定を行った事業者は実績報告書を提出する必要があります。

### 【提出書類】

- 1 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）
- 2 賃金改善所要額の積算根拠となる資料（任意様式）
- 3 事業所等一覧表（別紙様式5（添付書類1））
- 4 都道府県状況一覧表（別紙様式5（添付書類2））
- 5 市町村状況一覧表（別紙様式5（添付書類3））

※かつこ内の様式：県障害福祉課ホームページ内「障害者総合支援法・児童福祉法関係」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載

### 【提出部数】

正本副本各1部

### 【留意事項】

- ① 賃金改善の実施期間は原則4月から翌年3月までとなります。（ただし、報酬の支払いは2か月後であるため、報酬の支払い月に置き換えた場合、6月から翌年5月までとなります。）
- ② 本加算の算定要件は、賃金改善額>加算収入額であるため、返還金が生じることはありません。（残余金が生じた場合は、返還が必要となります。）
- ③ 障害福祉サービスと介護サービスを両方合わせて実施している事業所は、それぞれ区分して報告書を作成してください。
- ④ 上記の順番に提出書類一式として編冊してください。
- ⑤ 上記1から3は必ず提出してください。
- ⑥ 上記4は他の都道府県に所在する事業所分を含み法人で一括提出する場合に添付してください。なお、その場合は当該事業所・施設の所在地を管轄する各指定権者にそれぞれ提出してください。  
〔例：玉野市と広島市に障害福祉サービス事業所が所在する場合  
→ 備前県民局、広島市にそれぞれ提出〕

⑦ 上記⑤は岡山県内で指定権者が違う複数の事業所分を提出する場合に添付してください。なお、その場合は当該事業所・施設の所在地を管轄する各指定権者にそれぞれ提出してください。

〔例：岡山市と玉野市に障害福祉サービス事業所が所在する場合  
→ 備前県民局、岡山市にそれぞれ提出〕

#### 【提出期限】

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日  
(事業年度が4～3月の場合、7月末が提出期限となります。)

#### 【提出先】

1 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の場合

①岡山市・倉敷市・新見市以外の市町村に所在の事業所

→ 管轄の県民局健康福祉部健康福祉課

備前県民局健康福祉課事業者第二班 【岡山市を除く】	〒708-8278 岡山市中区古京町1-1-17
備中県民局健康福祉課事業者第二班 【倉敷市・新見市を除く】	〒710-8530 倉敷市羽島1083
美作県民局健康福祉課事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114

②岡山市・倉敷市・新見市に所在の事業所

→ 次の各市役所の担当課にお問い合わせください。

- ・岡山市保健福祉局事業者指導課 電話 086-212-1015
- ・倉敷市保健福祉局障がい福祉課 電話 086-426-3305
- ・新見市福祉部福祉課施設指導係 電話 0867-72-6125

#### 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等の場合

①岡山市以外の市町村に所在の事業所

→ 管轄の上記県民局健康福祉部健康福祉課

②岡山市に所在の事業所の場合

→ 岡山市役所担当課にお問い合わせください。

- ・岡山市保健福祉局事業者指導課 電話 086-212-1015

## 平成24年度報酬改定について（報酬告示・留意事項通知抜粋）【生活介護】

### 1 大規模事業所減算

#### 概要：

○ 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。

#### ● 大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し

定員81人以上の大規模事業所(複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。)については、基本報酬の1000分の991を算定する。

### 報酬告示第6の1 注7

#### 第6 生活介護

##### 1 生活介護サービス費（略）

注7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位を算定する。

#### 留意事項通知2 (6) の② (三)

##### ② 生活介護サービス費について

###### (一)、(二) (略)

(三) 注7中「一定的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合には、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。

### 2 延長支援加算、開所時間減算

○ 日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に限り、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

#### ● 延長支援加算(仮称)【新設】

[1時間未満の場合] 61単位／日  
[1時間以上の場合] 92単位／日

#### ● 開所時間減算(仮称)【新設】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

\* 開所時間数は運営規程の営業時間(ただし、送迎のみを行う時間は含まない。)により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

## 報酬告示第6の1 注6

### 第6 生活介護

#### 1 生活介護サービス費 (略)

注6 イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号(指定障害福祉サービス基準第233条において準用する場合を含む)に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合(※1)を乗じて得た数を算定する。

(略)

#### 11 延長支援加算

(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位

(2) 延長時間1時間以上の場合 92単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※2)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者(施設入所者を除く。以下この注において同じ。)に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

※1 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる

割合 (厚生労働省告示第550号)

二のハ

指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準 (上欄)	指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定めている営業時間が4時間に満たないこと。
厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 (下欄)	100分80

※2 厚生労働大臣が定める施設基準 (厚生労働省告示551号)

二のホ

介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活事業所等の施設基準次のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ、利用者に対して8時間を超えて指定生活介護を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の基準により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること

留意事項通知2(6)の②(三)

#### ② 生活介護サービス費について

(一) (略)

(二) 営業時間が4時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程に定める営業時間が4時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「営業時間」には、送迎に要する時間を含まれないものであること。  
イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、開所しているが、利用者の事情等によりサービ

ス提供時間が4時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。

ウ 算定される単位数は所定単位数の100分の80とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の80となるものではないことに留意すること。

#### ⑫ 延長支援加算の取扱い

報酬告示第6の11の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) ここでいう「営業時間」には、送迎に要する時間を含まれないものであること。
- (二) 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- (三) 延長時間帯に、障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。

### 3 送迎加算

別添資料参照(送迎加算の取扱いについて)

### 4 人員配置体制加算の見直し

概要:

- 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回見直しの対象としない。

(見直し後の加算額については省略)

\* なお、平成20年4月から行動援護の対象者が「障害程度区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者」から「8点以上の者」に拡大されたこととの整合を図る観点から、生活介護の人員配置体制加算の重度障害者要件の対象者のほか、ケアホーム、短期入所及び施設入所支援の重度障害者支援加算並びに重度障害者等包括支援の対象者について、「8点以上の者」として行動援護の対象者が評価されるようにする。

→ 人員配置体制加算(I)又は(II)を算定する場合の要件として、利用者の数の重度者の割合を満たす必要があるが、この重度者の定義について、行動関連項目等の合計点数が「8点以上の者」に要件を緩和したもの。これに加えて、区分4以下であって喀痰吸引を必要とする者も重度者に該当する旨改正されている。

## 延長支援加算に係る届出書

平成 年 月 日

(事業所)

事業所番号	
名称	
所在地	

延長支援加算について、次のとおり届け出ます。

異動区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	(適用年月日： 年 月 日)
定員			
運営規程上の営業時間	時 分	～ 時 分	

氏名	年齢	利用(予定)時間	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

注 1 運営規程の営業時間を超えて支援を行うものとして、加算を算定する場合に届け出ること。

2 営業時間が確認できる運営規程を添付すること。なお、送迎に要する時間は営業時間に含まれません。

3 延長時間帯においても障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援に従事する者に限る)を1名以上配置していること。

4 延長支援加算を算定する障害者又は障害児に係る「生活介護計画書」又は「児童発達支援計画書」を添付すること。

## 平成24年度報酬改定について（報酬告示・留意事項通知抜粋）【共同生活介護】

### 1 夜間支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

#### 概要：

○ 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

#### ●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】10単位／日

\* 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算定できない。

#### 報酬告示第9の2

##### 2 夜間支援体制加算

- イ 夜間支援体制加算（Ⅰ）（略）
- ロ 夜間支援体制加算（Ⅱ）10単位

注1 イについては、（現行と同様のため略）

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、共同生活介護の利用者の数に応じ、算定できるものであること。  
なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

#### 留意事項通知2（10）の⑤

##### ⑤ 夜間支援体制加算の取扱い

###### （一）（略）

（二）報酬告示第9の2のロの夜間支援体制加算（Ⅱ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、共同生活介護の利用者の数に応じ、算定できるものであること。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

また、常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できること。

ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。

イ 指定共同生活介護事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間ににおける支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第12の9のロ及び第16の1の3のロの夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。

（三）（一）の夜間支援体制加算（Ⅰ）と（二）の夜間支援体制加算（Ⅱ）については、併せて算定できないものであること。

## 2 通勤者生活支援加算

### 概要 :

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定で  
きる通勤者生活支援加算について、共同生活介護(ケアホーム)も算定対象とする。

### 報酬告示第9の10

#### 10 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されていると  
して都道府県知事に届け出た指定共同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、主とし  
て日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定  
着させるための日常生活上の支援を行っている場合に、一日につき所定単位数を加算する。

### 留意事項通知2（10）の⑬

#### ⑯ 通勤者生活支援加算の取扱い、

- (一) 報酬告示第9の10の通勤者生活支援加算については、指定共同生活介護の利用者のうち、100分の50  
以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業  
所に雇用されている」とは、一般就労のこというものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A  
型及び指定就労継続支援B型の利用者は除外ものであること。
- (二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の  
関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。

## 3 大規模住居等減算

### 概要 :

- 定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の  
定員規模別の收支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。
- 共同生活介護サービス費の見直し
- －体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定单  
位数に95／100を乗じた単位数で算定。
- \* 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話  
人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。
- \* グループホーム・ケアホーム一体型事業所にあっても、－体的な運営が行われている共同生活住居のグ  
ループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者につい  
てのみ本減算を適用する。

### 報酬告示第9の1注8

#### 注8（略）

- (5) －体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95

留意事項通知 2 (10) の③

③ 大規模住居等減算の取扱い

(一)、(二) (略)

(三) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活介護サービス費に100分の95を乗じて得た数  
なお、(三)の場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。

## 平成24年度報酬改定について（報酬告示・留意事項通知抜粋）【共同生活援助】

### 1 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

#### 概要：

○ 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

#### ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】10単位／日

\* 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

#### 報酬告示第16の1の3

##### 1の3 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（略）

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ） 10単位

注1 イについては、（現行と同様のため略）

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数に応じ、一日につき所定単位数を加算する。

### 留意事項通知3（6）の⑤

#### ⑤ 夜間防災・緊急時支援体制加算の取扱い

##### （一）（略）

（二）報酬告示第16の3のロの夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、共同生活援助の利用者の数に応じ、算定できるものであること。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

また、常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できること。

ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。

イ 指定共同生活介護事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間ににおける支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第9の2のロの夜間支援体制（Ⅱ）及び第12の9のロの夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。

（三）（一）の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）と（二）の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、併せて算定できるものであること。

## 2 通勤者生活支援加算

### 概要：

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助(グループホーム)も算定対象とする。

### 報酬告示第16の8

#### 10 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるための日常生活上の支援を行っている場合に、一日につき所定単位数を加算する。

### 留意事項通知3(6)⑯

#### ⑯ 通勤者生活支援加算の取扱い

- (一) 報酬告示第16の8の通勤者生活支援加算については、指定共同生活援助の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことといふものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。
- (二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。

## 平成24年度報酬改定について（報酬告示・留意事項通知抜粋）【就労移行支援】

### 1 一般就労への定着支援の強化（就労移行支援体制加算）

#### 概要：

- 一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

#### ● 就労移行支援体制加算の見直し

就労定着実績	[現行]	[見直し後]
5%以上15%未満	21単位／日	→ 41単位／日
15%以上25%未満	48単位／日	→ 68単位／日
25%以上35%未満	82単位／日	→ 102単位／日
35%以上45%未満	126単位／日	→ 146単位／日
45%以上	189単位／日	→ 209単位／日

### 2 一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化（就労定着実績区分、減算）

#### 概要：

- 就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

- 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し（平成24年10月施行）
  - 【過去3年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の85%を算定
  - 【過去4年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の70%を算定

### 3 移行準備支援体制加算

#### 概要：

- 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

- 移行準備支援体制加算（Ⅰ）【新設】41単位／日
  - \* 現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算（Ⅱ）に名称変更

#### 報酬告示第13の13

- |                       |
|-----------------------|
| 13 移行準備支援体制加算         |
| イ 移行準備支援体制加算（Ⅰ） 41単位  |
| ロ 移行準備支援体制加算（Ⅱ） 100単位 |

注1 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超える

ものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準（※）を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、一日につき所定単位数(41単位)を加算する。

(1)職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあっては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

※別に厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第543号、P12)

「算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること。」  
→(補足)算定対象となる利用者とは、施設外支援を行う利用者の事であり、この要件は、加算を算定する場合は、100分の50を超える利用者を事業所内で支援しなければいけない、という旨の規定。

- 2 口については、(現行の施設外就労加算の名称変更であるため略)

### 留意事項通知3(3)の⑩

#### ⑩移行準備支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第13の13のイの移行準備支援体制加算(Ⅰ)については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 注1の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。

- (ア) 企業及び官公庁等における職場実習
- (イ) アに係る事前面接、期間中の状況確認
- (ウ) 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
- (エ) その他必要な支援

イ 注1の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。

- (ア) ハローワークでの求職活動
  - (イ) 地域障害者職業センターによる職業評価等
  - (ウ) 障害者就業・生活支援センターへの登録等
  - (エ) その他必要な支援
- ウ ア又はイについては、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。  
エ 下記(二)の移行準備支援体制加算(Ⅱ)(旧施設外就労加算)が算定されている間にあっては、算定しない。

当該加算については、算定要件が複雑であるため、厚生労働省が3月30日作成しているQ&A問82も参照にされたい。

### 4 送迎加算 別添資料参照(送迎加算の取扱いについて)

移行準備支援体制加算(Ⅰ)に係る届出書

平成 年 月 日

(事業所)

事業所番号	
名称	
所在地	
サービス種別	

前年度における施設外支援の実施状況について、次のとおり届け出ます。

異動区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 継続 (適用年月日: 年月日) 当該施設の前年度の利用定員 (A)
うち施設外支援実施利用者 (B)	
施設外支援実施率 ((B)/(A)) (C)	
氏名	職場実習等 求職活動等
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

注 1 前年度の利用定員について年度中途に変更している場合は、平均利用定員を記入すること。

例:4~9月までが定員10人、10月から定員を20人に変更した場合  
(6か月×10人)+(6か月×20人)÷12月=15人

2 氏名の欄には前年度に施設外支援を実施した利用者を記載すること。

(B)の施設外支援実施利用者の人数と合致すること。  
3 施設外支援の実施内容について、該当する項目(職場実習等又は求職活動等)に○を記入すること。

平成24年度報酬改定について（報酬告示・留意事項通知抜粋）

【就労継続支援A型・B型】

1 重度障害者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）

概要：

○ 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1／2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できることとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1／4相当を算定できる経過措置を設ける。

報酬告示第14の12

12 重度支援体制加算

イ 重度者支援体制加算（Ⅰ）～利用定員に応じ56単位～45単位

ロ 重度者支援体制加算（Ⅱ）～利用定員に応じ28単位～22単位

ハ 重度者支援体制加算（Ⅲ）～利用定員に応じ14単位～11単位

注1 イについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級（国民年金法（昭和34年法律第131号）に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。）を受給する利用

者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、一日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、一日につき所定

単位数を加算する。

3 ハについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、一日につき所定単位数を加算する

4 イからハのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでの他の加算は算定しない。

留意事項通知3（4）の⑫

⑫ 重度者支援体制加算の取扱い

（一） 報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算（Ⅰ）については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。

（二） 同ロの重度者支援体制加算（Ⅱ）については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。

（三） 同ハの重度者支援体制加算（Ⅲ）については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の5以上100分の25未満である改正前の障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所である場合、平成27年3月31日までの間に限り、算定する。

## 2 送迎加算

別添資料参照(送迎加算の取扱いについて)

### 3 就労継続支援A型における短時間利用減算

概要:

- 履用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

- 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し(平成24年10月施行)

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合]	所定単位数の90%を算定
[短時間利用者が現員数の80%以上の場合]	所定単位数の75%を算定

#### 報酬告示第14の1注4

注4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合(ただし、(3)又は(4)については、平成24年10月1日以降に限る。)に、それぞれ(1)から(4)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 週20時間未満の利用者(4)において「短時間利用者」という。)が現員数の100分50以上100分の80未満の場合 100分の90
- (4) 短時間利用者が、現員数の100分の80以上の場合 100分の75

#### 留意事項通知3 (4) の①

##### (二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあつた者の合計数のことと言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことを言う。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間ににおいて、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもつて算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

### 4 目標工賃達成加算・目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型のみ)

目標工賃達成加算・目標工賃達成指導員配置加算については、加算を算定する条件に「工賃向上計画」を作成することが条件となっている。

#### 報酬告示第15の4、留意事項通知3 (5) の⑤

イ 目標工賃達成加算(Ⅰ)

ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ)

注1 イについては、(略)

(3) 就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

2 ロについては、(略)

(2) 就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

#### 報酬告示第15の14

14 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、以下(略)

各就労継続支援A型事業所 御中

## 岡山県保健福祉部障害福祉課

就労継続支援A型サービス費の取り扱いについて  
(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化について)

就労継続支援A型事業所において、雇用契約を締結している利用者のうち短時間の利用者が占める割合が高い事業者が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬の見直しが行われます。

## 記

## 【短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直しについて（平成24年10月1日施行）】

現員数（※1）のうち短時間利用者数（※2）の占める割合が

- ・100分の50以上 100分の80未満の場合 所定単位数の100分の90を算定  
(1割減算となる)
- ・100分の80以上の場合 所定単位数の100分の75を算定  
(2割5分減算となる)

- （※1）「現員数」とは、雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数をいいます。  
 （※2）「短時間利用者数」とは週20時間未満の利用者をいいます。

なお、上記の割合は、直近の過去3ヶ月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定します。

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
月	8時間	休み	休み	8時間	8時間	休み	5時間
火	休み	1時間	休み	8時間	8時間	休み	4時間
水	5時間	5時間	休み	8時間	8時間	休み	休み
木	7時間	6時間	1時間	6時間	8時間	休み	休み
金	8時間	2時間	2時間	5時間	8時間	休み	8時間
総勤務時間	28時間	14時間	3時間	35時間	40時間	0時間	17時間

※上記、Bさん、Cさん、Gさんが短時間利用者。Fさんは算定対象外。

※ (例) 通常の営業日：月～金の5日間、1日8時間勤務の場合

当該週の現員数6人 当該週の短時間利用者数3人 → 平均： $3/6 * 100 = 50\%$

※「休み」には、欠勤の他、有給休暇（時間休を含む。）、忌引き休暇等も含みます。

上記にて3ヶ月間、1週間ごとの割合を出し、最後に3ヶ月間の週平均を算定します。

10月サービス費の場合は、7月第1週の割合～9月最終週までの週平均を算定。  
(減算なしの場合は100分の100、ありの場合は100分の90又は100分の75)

11月サービス費の場合は、8,9,10月の週平均となります

(注) ただし、算定対象となる3ヶ月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合及び祝日、年末年始などで通常の営業日を休日とした週については、当該週を除いて計算してください(算定対象となる3ヶ月間で、通常の営業日を全て営業した週のみ対象となります。なお、例えば、8月第一週(8月1日～8月7日)は水曜日から始まつた場合で、7月が算定対象月であるときは、当該8月第一週については算定対象週となります。)

・体制届の提出は必要ありません。各事業所において上記計算方法により毎月短時間利用者の占める割合を算定し、適正な報酬を請求してください。(実地指導等により基準を満たしていないことが判明した場合は、返還が生じることとなります。)

問い合わせ先：岡山県保健福祉部障害福祉課

電話：086-226-7345（直通）

事務連絡

平成24年11月9日

都道府県  
各  
指定都市  
中核市

障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の  
所定単位数の算定の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力いただき  
厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの報酬改定が  
行われ、就労継続支援A型につきましては、本年10月のサービス提供分より、  
就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合、所定単位  
数が減算されることとなつたところです。

それに際して、事業所等から多数の照会がございましたので、事務連絡を発  
出することとなりました。

については、就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場  
合の所定単位数の算定にあたり、事業所の休業日の取扱いを、別紙のとおり取  
り扱うこととしたしまったので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管  
内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱い  
に当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課就労支援係  
電話03-5253-1111（内線3044）  
FAX:03-3591-8914

- 就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定にあたっての事業所の休業日の取扱い

運営規程に定めた当該事業所の通常の営業日のうち、祝日等によって、休業日が1日以上ある場合、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が算定対象外の月をまたぐ場合と同様に、当該週を除いて算定しても差し支えない。たとえば、通常の営業日が月曜日から金曜日である事業所であって、土日以外の休業日が週に1日以上ある場合、当該週を除いて算定することができる。

(参考)

**障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について**

(平成18年10月31日障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二の3の(4)

(一) (略)

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことと言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことを言う。」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

(以下略)

## 重度者支援体制加算に係る届出書

平成 年 月 日

(事業所)

事 業 所 番 号	
名 称	
所 在 地	
サ ー ビ ス 種 別	

重度者支援体制加算について、次のとおり届け出ます。

異動区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 繼続	(適用年月日： 年 月 日)
事業所(施設)の利用定員		(A)
利用者の数の「前年度の平均値」		(B)
Bのうち障害基礎年金1級を受給する利用者の 数の「前年度の平均値」		(C)
重度者割合 (C/B×100)		(D) %
重度者支援体制 加算区分	(I) 50%～ (II) 25%～50% (III) 5%～25%	
特定旧法指定施設からの移行状況 ※(III)を算定する場合のみ記入	旧法施設名称 移行年月日	

- 注 1 前年度の利用状況を記した「重度者支援体制加算に係る利用者の利用状況」を添付すること。
- 2 障害基礎年金1級受給者の受給者証等の写しを添付すること。
- 3 「利用者の数の「前年度の平均値」B」の算出にあたっては、障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の利用者を除いて算出すること。  
(前年度の平均値については小数点第二位を四捨五入すること。)
- 4 引き続き加算を算定するときは、毎年4月5日までに本様式により届け出ること。(算定しないことなるときは、速やかに「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書」により届け出ること。)

目標工賃達成加算に係る届出書

平成 年 月 日

岡山県知事殿

(事業所)	
事業所番号	□□□□□□□□□□□□□□
名称	□□□□□□□□□□□□□□
所在地	□□□□□□□□□□□□□□
事業所の種別	□□□□□□□□□□□□□□

目標工賃達成加算について、次のとおり届け出ます。

異動区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 (適用年月日: 年 月 日)
加算区分	<input type="checkbox"/> 加算(I) <input type="checkbox"/> 加算(II)
事業所の平均工賃 a	円 → ( 時給 · 日給 · 月給 )
事業所の平均工賃 b (時給換算)	円
aの算出年度における地域の最低賃金額 c	円 (岡山県特定最低賃金適用事業所の場合 合は金額を修正してください。)
c × (1/3) d	円 b > d
aの算出年度における目標工賃額 e 「工賃向上計画」 作成年月日	円 a > e
事業所の平均工賃 f (月給換算)	円
fの算出年度における県の施設種別別平均工賃公表後 施設種別工賃額 g	円 ※加算(II)は県の施設種別別平均工賃公表後 に届け出てください。
g × (80/100) h	円 f > h
「工賃向上計画」 作成年月日	平成 年 月 日

注 1 「工賃実績積算表」、「工賃向上計画」及び「工賃向上計画実施状況」を添付すること。

2 引き続き加算を算定するときは、毎年4月5日までに本様式により届け出ること。(算定しないこととなるときは、介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出を行うこと。)

3 g欄における施設種別は、fの算出年度の当初における施設の種別なので留意すること。(fの算出年度の途中に旧法施設から就労継続支援B型へ移行した場合は、旧法施設の平均工賃月額を記入)

目標工賃達成指導員配置加算に係る届出書

平成 年 月 日

岡山県知事殿

(事業所)	
事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
名称	
所在地	
事業所の種別	

目標工賃達成指導員配置加算について、次のとおり届け出ます。

異動区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 継続	(適用年月日： 年 月 日)
事業所(施設)の利用定員				A
利用者の数の「前年度の平均値」				B
職業指導員及び生活支援員の員数(常勤換算)				C
$B \div C$ (小数点以下第2位切り捨て)		7.5以下	D	
職業指導員及び生活支援員に目標工賃達成指導員を加えた員数(常勤換算)			E	
$B \div E$ (小数点以下第2位切り捨て)		6以下	F	
目標工賃達成指導員の氏名				常勤・非常勤の別
1				常勤・非常勤
2				常勤・非常勤
3				常勤・非常勤
4				常勤・非常勤
5				常勤・非常勤

注 1 「工賃向上計画」、「就労継続支援事業者の指定に係る記載事項」(付表10-1)、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」((加算分))欄に加配従業者(目標工賃達成指導員)の配置状況を記載)及び体制図を添付すること。

2 目標工賃達成指導員が変動した場合や「工賃向上計画」を変更した場合は、本様式により速やかに届け出ること。

3 加算を算定する場合は、毎月従業者の配置状況が基準を満たしているか否かを確認し、加算を算定できなくなつたときは、介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出を行うこと。

4 引き続き加算を算定するときは、毎年4月5日までに本様式により届け出ること。

**平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の  
一部改正等に関する意見の募集について**

**[第1 趣旨]**

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部の施行（平成26年4月1日）及び本年4月1日に予定されている消費税率引上げに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「障害福祉サービス等報酬告示」という。）その他の関係告示の改正を行うもの。

**[第2 消費税率引上げに係る障害福祉サービス報酬等の取扱いについて]**

平成26年4月に予定されている消費税率引上げ（5%→8%）に係る障害福祉サービス等報酬告示における対応は、診療報酬及び介護報酬の対応を踏まえ、以下のとおりとし、具体的な報酬単価の算出に当たっては、「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等を踏まえ、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行うこととする。

**1. 基本報酬における対応（別紙1）**

○ 基本報酬単位数への上乗せ率については、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、

これに消費税率引上げ分を乗ることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

**2. 加算の取扱いについて（別紙1）**

- 基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、当該加算に係る直接の上乗せ対応は行わない。
  - それ以外の障害福祉サービス等報酬に係る加算については、
    - ・ 加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される、
    - ・ 現行の単位数の設定が小さく、仮に上乗せ率を乗じても、上乗せ単位数が1単位に満たないなどの理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難である。
- そのため、基本報酬単位数の割合で設定されている加算以外の加算の消費税率引き上げに係る対応については、基本報酬単位数への上乗せにあたって、当該加算に係る消費税負担分も勘案して算定を行うことに対応する。

障害福祉サービス等報酬全体の平均上乗せ率 0.69%

**3. 国庫負担基準額について（別紙2）**

○ 基本報酬単位数の上乗せに連動して、国庫負担基準額についても併せて上乗せ対応を行う。

**[第3 グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について（別紙1）]**

**1. 基本報酬について**

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービスについては、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

● 共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I) (4 : 1)

(1) 区分 6	645 単位
(2) 区分 5	528 単位
(3) 区分 4	449 単位
(4) 区分 3	383 単位
(5) 区分 2	294 単位
(6) 区分 1 以下	257 単位

ロ 共同生活援助サービス費(II) (5 : 1)

(1) 区分 6	594 単位
(2) 区分 5	477 単位
(3) 区分 4	398 単位
(4) 区分 3	332 単位
(5) 区分 2	243 単位
(6) 区分 1 以下	211 単位

ハ 共同生活援助サービス費(III) (6 : 1)

(1) 区分 6	561 単位
(2) 区分 5	444 単位
(3) 区分 4	365 単位
(4) 区分 3	299 単位
(5) 区分 2	210 単位
(6) 区分 1 以下	181 単位

二 共同生活援助サービス費(IV) (体験利用)

(1) 区分 6	675 単位
(2) 区分 5	558 単位
(3) 区分 4	479 单位
(4) 区分 3	413 单位
(5) 区分 2	324 单位
(6) 区分 1 以下	287 单位

(2) 外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する

仕組みとする。

- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。
- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者に委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減に

より効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。

- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や住宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参考すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

- 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)

- イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)

(4 : 1)

257 単位

- ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)

(5 : 1)

211 単位

- ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)

(6 : 1)

181 単位

- ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)

(10 : 1)

120 単位

- ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)  
(体験利用)

287単位

- 受託居宅介護サービス費

(1) 所要時間 15分未満の場合

99 単位

(2) 所要時間 15分以上 30分未満の場合

199 単位

(3) 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合

271 単位に、所要時間 30分から計算して 15分を増すごとに 90 単位を加算した単位数

(4) 所要時間 1時間 30分以上の場合

580 単位に所要時間 1時間 30分から計算して 15分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

## 2. 加算について

### (1) 基本的な考え方

○ 現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようとする。  
その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25年10月11日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

### (2) 見直しの概要

#### ① 日中支援体制の評価の充実

○ 高齢又は重度の障害者（※）であつて日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設<sup>※</sup>する。なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。  
※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

○ 心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかつた利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（II）に名称変更する。  
なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

- 日中支援加算（I）【新設】

- ・支援対象者が1人の場合
  - ・支援対象者が2人以上の場合

- 日中支援加算（II）【現行の日中支援加算】

539単位/日

1人当たり 270単位/日

・支援対象者が1人の場合	539単位/日
区分4以上	270単位/日
区分3以下	
・支援対象者が2人以上の場合	
区分4以上	1人当たり 270単位/日
区分3以下	1人当たり 135単位/日

## ② 夜間支援体制の評価の充実

○ 障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

○ また、現行のケアホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅲ））と統合した上で適正化を図る。

### ● 夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】

夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

[支援対象者が4人以下の場合]	336単位/日
[支援対象者が5人の場合]	269単位/日
[支援対象者が6人の場合]	224単位/日
[支援対象者が7人の場合]	192単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]	149単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]	112単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]	90単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]	75単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]	54単位/日

### ● 夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】

宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

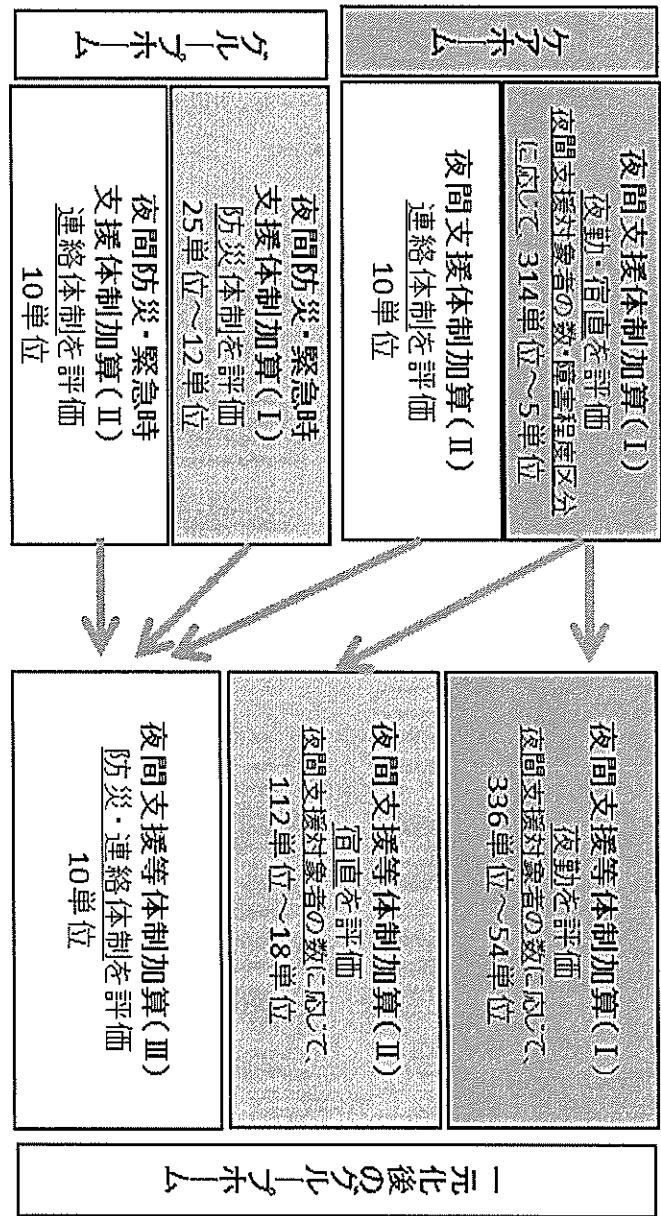
[支援対象者が4人以下の場合]	112単位/日
[支援対象者が5人の場合]	90単位/日
[支援対象者が6人の場合]	75単位/日
[支援対象者が7人の場合]	64単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]	50単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]	37単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]	30単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]	25単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]	18単位/日

### ● 夜間支援等体制加算（Ⅲ）【新設】

常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定

10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



- ③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実
- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

● 医療連携体制加算（V）【新設】

39単位/日

- ④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和
- サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。
- 自立生活支援加算の算定要件等の見直し

〔現行〕

〔算定要件〕

- 次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合
- ① 過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。
  - ② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る
- (加算単位数)

14単位/日 (180日を上限)

〔見直し後〕

〔算定要件〕

- 退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合
- (加算単位数)

500単位 (退去前、退去後各1回)

**第4 生活介護における医師配置の見直しについて**

- 生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとしている。
- このうち、当該施設において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。

● 医師配置をしないことに伴う減算【新設】

12単位/日 (減算)

**第5 その他**

整備法の一部の施行（平成26年4月1日）等に伴う条項ずれの手当等所要の規定の整備を行う。

**第6 相撲条文**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号及び第30条第3項第1号

**第7 告示日・適用期日（予定）**

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日

事務連絡日  
平成26年3月 日

該当指定障害福祉サービス事業所等 管理者 殿  
(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、施設入所支援)

岡山県保健福祉部障害福祉課

## 人員配置基準等の見直しに係る申出書の提出について

障害福祉行政の推進につきましては日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、特定の障害福祉サービスにおいては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、毎年度4月1日を基準日として1年の実績により見直しを行うこととなっています。つきましては、4月1日基準日において求めた人員配置について、下記のとおり提出願います。  
なお、見直しの結果、配置人員に変更がない場合も提出してください。

### 記

#### 1 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載します）

- ① 人員配置基準の見直しに係る申出書及び別表
- ② 平均障害程度区分の算定に係る別表及び付表3-1（生活介護のみ）
- ③ 指定に係る記載事項（付表）
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ⑤ 組織体制図

#### ※人員配置及び加算等に変更があるときのみ追加で提出する書類

- ・ 変更届出書（様式第4号）
- ・ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ・ 介護給付費及び訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 各種加算届

#### 2 提出先及び提出期限

（提出先） 各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

（提出期限） 平成26年4月4日（金）

#### 3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

#### 【留意事項・提出対象外事業所】

- ・平成25年5月1日以降に新たに事業を開始して指定を受けた事業所
- ・平成25年5月1日以降に定員の増減があった事業所  
なお、上記の提出対象外事業所は、指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書の留意事項に従い平均利用者数の報告、見直しをしてください。

申出者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 ㊞

## 人員配置基準等の見直しに係る申出書

このことについて、人員配置基準を次のとおり見直しましたので、関係書類を添えて申し出ます。

フリガナ			
名 称	(郵便番号) 都道府県 郡・市・区		
申請者 主たる事業所の所在地			
法人の種別	法人登録番号		
連絡先	電話番号	FAX番号	
代表者の職・氏名	職 名	フリガナ	氏 名
代表者の住所	(郵便番号) 都道府県 郡・市・区		
連絡先	電話番号	FAX番号	
担当者の職・氏名	職 名	フリガナ	氏 名
事業所 名 称	(郵便番号) 都道府県 郡・市		
事業所(施設)の所在地			
事業所番号	平成 年 月 日		
指定年月日			
① 4月1日時点の前年度実績による見直し 2. 新設・増改築等の日から6月間の実績による見直し 3. 定員減少後の実績が3月間ある場合の見直し			
見直した内容			
サービス・施設種類	定員	人	
H26年3月の報酬区分	H26年4月以降の報酬区分	-	
平均利用者数	人		
平均障害程度区分			
従業者職種名	見直し前 人員配置基準上 見直し後 の必要人數(人)	報酬算定上 の必要人數(人)	
従業者職種名	見直し前 人員配置基準上 見直し後 の必要人數(人)	報酬算定上 の必要人數(人)	
従業者職種名	見直し前 人員配置基準上 見直し後 の必要人數(人)	報酬算定上 の必要人數(人)	
報酬区分の変更の有無(体制届の提出)	有	・	無
従業員の数の変更の有無(変更届の提出)	有	・	無(運営規程の範囲内) • 無
※サービスが複数ある場合は、当該用紙を複数枚提出して下さい。 ※事業所の種別に応じた「指定に係る記載事項」(付表)、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付すること			
受付印 (県民局)			

-92-

## 人員配置基準上の必要人数

### ・就労継続支援A型

対象期間：平成25年4月から平成26年3月まで

職業指導員及び生活支援員の総数(それぞれ1人以上、また、いずれか1人以上常勤)

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	前年度の平均値(C)=A/B	基準上の必要人数(D)=C/10	報酬区分	報酬算定上の必要人数(D)=C/7.5又はC/10
		#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!

※報酬区分を7.5:1とする場合、報酬区分を「1」、10:1とする場合は「2」としてください。

※算出結果については、(C)は小数点第2位を切上げ、(D)は切捨てとなります。

サービス管理責任者(1人以上は常勤)

(C)の値が60人以下:1人以上

(C)の値が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又は  
その端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

### ・就労継続支援B型

対象期間：平成25年4月から平成26年3月まで

職業指導員及び生活支援員の総数(それぞれ1人以上、また、いずれか1人以上常勤)

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	前年度の平均値(C)=A/B	基準上の必要人数(D)=C/10	報酬区分	報酬算定上の必要人数(D)=C/7.5又はC/10
		#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!

※報酬区分を7.5:1とする場合、報酬区分を「1」、10:1とする場合は「2」としてください。

※算出結果については、(C)は小数点第2位を切上げ、(D)は切捨てとなります。

サービス管理責任者(1人以上は常勤)

(C)の値が60人以下:1人以上

(C)の値が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又は  
その端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

該当指定障害福祉サービス事業所等各位

(施設入所支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型)

岡山県保健福祉部障害福祉課

前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算に係る届出について

前年度の実績（前年度の平均利用者数等）を届け出ることによって算定することができる加算について、平成26年4月から加算を算定する場合は、3月31日までの1年間の実績をもとに算定し、提出期限までに該当加算の届出書の提出をお願いします。

#### 記

#### 1 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算

- 施設入所支援
  - ・夜勤職員配置体制加算
  - ・夜間看護体制加算
  - ・重度障害者支援加算（Ⅰ）
- 日中活動系サービス
  - ・人員配置体制加算（療養介護、生活介護）
  - ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）
  - ・送迎加算【※ただし都道府県知事が必要と認めていた基準で加算を算定している場合のみ】  
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B)
  - ・通勤者生活支援加算（宿泊型自立訓練）
  - ・地域移行支援体制強化加算（宿泊型自立訓練）
  - ・就労移行支援体制加算（就労移行支援、就労継続支援A・B）

（注）就労移行支援体制加算が算定されなくなる場合には、就労支援関係研修修了加算も算定できません。

- ・目標工賃達成加算（Ⅰ）（就労継続支援B）（Ⅱ）（は岡山県最低賃金の1/3を上回る場合です）
- ・目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B）
- ・重度者支援体制加算（就労継続支援A・B）

（注）目標工賃達成加算（Ⅱ）については、岡山県の平均工賃月額公表後に届け出ください。  
例年平均工賃月額は7月前後にHPにて公表します。またそのときはお知らせします。

2 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法関係」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載します。）

- ・各種加算に係る届出書及びその添付資料

※体制状況に変更がある場合は以下の届出書も必要です。

- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定係る体制状況一覧表

3 提出先及び提出期限

（提出先） 各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市猪高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

（提出期限） 平成26年4月4日（金）必着

4 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

5 その他

- ・現在、加算を算定している事業所等で、4月から引き続き同じ加算を算定する場合も必ず届出が必要となります。
- ・前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに届け出してください。（届出先は3のとおり）
- ・人員配置基準の見直しに係る申出書と合わせて提出してください。
- ・提出期限は厳守してください。期限までに提出できるよう今から準備方お願いします。
- ・前年度の実績を届け出ることが条件でない加算について、単位数が増えるものについては、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以後になされた場合には翌々月から、算定を開始することに変更はありませんので、念のため申し添えます。

## 様式第2号（第3条関係）

介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

岡山県知事 殿  
 届出者 法人所在地  
 (設置者) 法人名  
 代表者職・氏名 (印)

このことについて、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

フ リ ガ ナ 名 称	(郵便番号) - )		
主たる事務所の所在地	都道府県 郡・市・区		
届出者(設置者)連絡先電話番号	F A X 番号		
担当者の職・氏名	職名	法 人 所 轉 庁	氏 名
法人の種別		フ リ ガ ナ 氏 名	
代表者の職・氏名	職名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号) 都道府県	- )	郡・市・区
フ リ ガ ナ 名 称			
障害福祉サービス類の種			
事業所(施設)の届出に係る事業所(施設)の所在地	(郵便番号) 岡山県 郡・市		
連絡先電話番号	F A X 番号		
管理者の職・氏名	職名	フ リ ガ ナ 氏 名	
管理者的住所	(郵便番号) 岡山県 郡・市	生年月日	

届出を行う障害福祉事業の種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
居宅介護			1 新規 2 変更 3 終了		
重度訪問介護			1 新規 2 変更 3 終了		
行動援助			1 新規 2 変更 3 終了		
同行援護			1 新規 2 変更 3 終了		
介護療養介護			1 新規 2 変更 3 終了		
生活介護			1 新規 2 変更 3 終了		
短期入所			1 新規 2 変更 3 終了		
重度障害者等支援			1 新規 2 変更 3 終了		
施設入所支援			1 新規 2 変更 3 終了		
自立訓練			1 新規 2 変更 3 終了		
(機能訓練)			1 新規 2 変更 3 終了		
自立訓練			1 新規 2 変更 3 終了		
(生活訓練)			1 新規 2 変更 3 終了		
就労移行支援			1 新規 2 変更 3 終了		
就労継続支援A型			1 新規 2 変更 3 終了		
就労継続支援B型			1 新規 2 変更 3 終了		
共同生活援助 (介護サービス包括型)			1 新規 2 変更 3 終了		
共同生活援助 (外部サービス利用型)			1 新規 2 変更 3 終了		
関係書類	別紙のとおり				
特記事項					
	変更前			変更後	

備考 1 「法人の種別」欄には、届出者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財團法人、株式会社等の別を記載してください。

2 「法人所轄庁」欄には、届出者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。

4 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。

5 「変更項目」欄には、別紙「介護給付費及び訓練等給付費の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

6 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受付印  
(県民局等)